

「基礎自治機能充実強化基本方針（素案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【実施概要】

実施期間：令和6年11月20日（水曜日）から令和6年12月19日（木曜日）まで

募集方法：（1）インターネット申請 （2）郵送 （3）ファクシミリ

募集結果：1名の方から1件のご意見をいただきました。（うち、公表を望まないもの0件）

いただいたご意見等の内容、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

※ ご意見は原文のとおり掲載しています。

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
1	<p>「基礎自治機能充実強化基本方針（条例第六条）」2-二 基礎自治機能の充実及び強化に関する施策と総合的に推進するための基本的事項について</p> <p>「総合的に推進するため」と書かれていますが、第3章（1）～（3）に明示されている内容は「市町村への支援」ということで、内容がたくさん書かれていて、単に「基本的事項」を「支援」ということばに書き替えただけのように思っています。</p> <p>もう少し総合的に推進するためには「これとこれが必要という表現」で明示して、もう少しはつきりさせてほしい感じがします。</p>	<p>本基本方針は、「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」に基づき、大阪府が基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための基本方針として策定するものであり、取組の方向性や施策を総合的に推進するための基本的事項を定めるものです。</p> <p>構成としては、第1章で「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」を踏まえた策定の趣旨と、基礎自治機能の充実・強化の方向性を掲げ、第2章ではこれまでの取組と課題認識を、第3章においては、第1章・2章を踏まえた今後の取組を基本的事項として記載しています。当第3章ではご指摘のとおり、多くの取組を挙げていますが、今後の取組の基本的な考え方を示したうえで、（1）市町村における将来のあり方検討の場づくり、（2）市町村の取組への支援、（3）人的・財政的支援等の3本柱を「基本的事項」とし、あわせて個々の具体的な取組をイメージいただけるように、取組例についても記載しております。</p>